

**商業に関する  
インドネシア共和国法令  
2014年7号**

全能なる神の恵みにより  
インドネシア共和国大統領は、

勘案事項：

- a. 経済部門の開発は、共同性、効率性、公正さ、持続性、環境的視野、自立の原則に基づく経済民主主義の実践を通じて、かつインドネシア共和国1945年憲法に委託されたように、バランスの取れた発展と国家経済の統一を守ることに、公共の福祉が発展する方向を目指して、実施される；
- b. 商業活動を通じた経済民主主義の実践とは、国家経済開発の主たる原動力を成すものであり、生産の向上と収入の均等化を進め、国産品の競争力を強化するうえで、これを支える力を与えるものである；
- c. 商業は、経済開発を図るうえに非常に重要な役割を果たす。が、これまでの進展を見ると、国家開発という挑戦に対応するには、未だ十分ではない。従って、国家経済開発の主たる柱である零細中小事業から成る民衆経済に味方し、より多くのチャンスと支援を与えて開発するような政治的配慮が必要である；
- d. 商業部門の法規制においては、現在および将来におけるグローバル化時代の商業の状況進展に対応するため、国家経済統一の枠組みにおける商業規定に調和がなければならない；
- e. a、b、c、dに述べた点を考慮したうえ、商業に関する法律を定める必要がある。

参照事項：

1. インドネシア共和国1945年憲法第5条(1)項、第11条、第20条、および第33条；
2. 「経済民主主義における経済政治」に関するインドネシア共和国国民協議会規定XVI/MPR/1998号

**インドネシア共和国国民代表議会および  
インドネシア共和国大統領との共同合意に基づき  
商業に関する法令  
を決議：  
制定する：**

**第I章  
一般規定**

**第1条**

本法律で用いる用語の定義は以下のとおりとする：

1. 「商業」とは、国内および国境を超えた物品および/またはサービスの取引に関連して、物品および/またはサービスに対する権利を譲渡する目的で、報酬または代償を得るために行う活動形態を指す。
2. 「国内商業」とは、インドネシア共和国という統一国家の領土内における物品および/またはサービスの取引を指し、海外貿易を含まない。
3. 「海外貿易」とは、国境を超えて行う物品および/またはサービスの輸出および/または輸入活動から成る取引を指す。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

4. 「国境商取引」とは、インドネシアの国境地域に住むインドネシア人が日常の需要を満たすために近隣国の住民と行う取引を指す。
5. 「物品」とは、有形または無形の、可動または不可動の、費消されるまたは費消されない全ての物を指し、消費者または事業者により取引、使用、利用、または有効利用されるものを指す。
6. 「サービス」とは、全てのサービス、および作業という形の業務形態または達成された作業成果を指し、消費者または事業者が利用すべく、社会の中で一方から他方へ商取引されるものを言う。
7. 「国産品」とは、インドネシアにおいて事業者が製造した物品および/または行ったサービスを指す。
8. 「標準」とは、最大の便益を得るために、関係する全ての当事者/政府/国際的決議による合意に基づき、安全、治安、健康、生活環境、科学的知識・技術の発展、経験、および現在および将来的な発展を考慮したうえで定められる技術条件または標準化された一定の基準を指し、手順や手法もこれに含む。  
「標準化」とは、全ての当事者が秩序正しく協力して実践するもので、基準の検討、設定、導入、保全、適用、監督のプロセスを指す。
9. 「インドネシア国家標準（以下、SNIと略称）」とは、標準化部門の開発・指導を主催する機関が定める標準を指す。
10. 「ディストリビューション」とは、直接または間接に、物品を消費者に流通させる活動を指す。
11. 「市場」とは、商取引を行うために買い手と売り手が直接または間接的に出会う経済機関を指す。
12. 「倉庫」とは、閉鎖された、および/または開放された、移動しない、一般人が訪ねるためではない、取引物品の保管専用に使われるために、かつ個人の必要に供するためではない部屋を指す。
13. 「事業者」とは、商業部門において事業活動を行うインドネシア国籍の各個人、もしくは、統一インドネシア共和国の領土内で設立され、そこに所在地を置き、法人または非法人を成す各事業体を指す。
14. 「関税区」とは、陸地、水域、およびその上部の空域から成る統一インドネシア共和国の領土、並びに排他的経済水域と大陸棚の特定の場所で、関税法が適用される域内を指す。
15. 「輸出」とは、関税区から物品を出す活動を指す。
16. 「輸出業者」とは、輸出を行う個人または機関、もしくは法人または非法人としての事業体を指す。
17. 「輸入」とは、関税区に物品を入れる活動を指す。
18. 「輸入業者」とは、輸入を行う個人または機関、もしくは法人または非法人としての事業体を指す。
19. 「商業プロモーション」とは、販売を促進し、市場を拡大し、商業関係を求めるために、国内外において、特定の期間、生産品および/またはサービスに関する情報を提示し、展示し、紹介し、および/または広く伝えて消費者の購買意欲を引く活動を指す。
20. 「インドネシア共和国の海外代理機関」とは、受入国または国際機関において、インドネシア共和国を公式に代表し、インドネシア共和国の民族、国家、政府の包括的利害のために闘う外交上の代理機関および領事館を指す。
21. 「国際貿易協力」とは、他国および/または国際機関/組織との商業関係を通じて、国家の利害のために闘い、これを確保するための政府活動を指す。
22. 「商業情報システム」とは、商業政策と管理支援のために統合される商業データおよび/または情報を収集、加工、伝達、管理、伝播するための方法、手順、メカニズムを指す。
23. 「電子システムを通じた商業」とは、その取引が、一連の電子機器・手順を通じて行われる商業を指す。
24. 「国家商業委員会」とは、商業部門における活動実践目標の達成促進化を支援するために設置される機関を指す。
25. 「中央政府（以下、政府と称する）」とは、インドネシア共和国1945年憲法に述べられたように、統一インドネシア共和国の政権を掌握するインドネシア共和国大統領を指す。
26. 「地方政府」とは、地方政府を組織する州知事、県知事または市長、および地方要員を指す。
27. 「大臣」とは、商業部門の政府業務を主催する大臣を指す。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。  
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 第II章 原則と目的

### 第2条

商業政策は以下の原則に基づいて策定する：

- a. 国家的利害；
- b. 法の確立；
- c. 公正さと健全さ；
- d. 事業の安全；
- e. 説明責任と透明性；
- f. 自立性；
- g. パートナーシップ；
- h. 有効性；
- i. 簡便性；
- j. 共同；および
- k. 環境的視野。

### 第3条

商業活動の規定は以下を目的とする：

- a. 国家経済の向上；
- b. 国産品の使用と商取引の向上；
- c. 事業機会の向上と雇用の創出；
- d. 生活必需品と重要物品の円滑な流通と在庫の保証；
- e. 商業の設備、施設、インフラの向上；
- f. 大手事業家と協同組合・零細中小起業、および政府と民間のパートナーシップの向上；
- g. 国産品と国内事業の競争力の向上；
- h. 国産品のイメージ、市場へのアクセス、および国家輸出の向上；
- i. 創造的経済を基盤とする製品の商取引の向上；
- j. 消費者保護の向上；
- k. SNI（インドネシア国家標準）適用の促進；
- l. 天然資源の保護の向上；および
- m. 取引される物品および/またはサービスに対する監督の向上。

## 第III章 規定の適用範囲 第4条

(1) 商業規定の適用範囲は以下のとおり：

- a. 国内商業；
- b. 海外貿易；
- c. 国境商取引；
- d. 標準化；
- e. 電子システムを通じた商取引；
- f. 商業の保護と安全；
- g. 協同組合および零細中小事業の活性化；
- h. 輸出の振興；
- i. 国際貿易協力；
- j. 商取引情報システム；
- k. 商業分野における政府の任務と権限；
- l. 国家商業委員会；

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- m. 監督；および
- n. 捜査。

(2) (1) 項に述べた規定の適用範囲以外に、以下から成る取引可能なサービスについても規制する：

- a. 事業サービス；
- b. 流通サービス；
- c. 通信サービス；
- d. 教育サービス；
- e. 生活環境サービス；
- f. 金融サービス；
- g. 建設サービスおよび関連技術；
- h. 保健および社会サービス；
- i. リクリエーション、文化、スポーツのサービス；
- j. 観光サービス；
- k. 運輸サービス；および
- l. その他のサービス。

(3) サービスは、国内および国境を超えて取引することができる。

## 第IV章 国内商業

### 第1部 一般

#### 第5条

(1) 政府は政策と管理を通じて国内商業活動を規制する。

(2) (1) 項に述べた国内商業の政策と管理は、以下の方向を目指す：

- a. 流通の効率性と効果性の向上；
- b. 事業の気運と事業の確実性の向上；
- c. 国内市場の統合と拡大；
- d. 国産品の市場へのアクセス向上；および
- e. 消費者の保護。

(3) (1) 項に述べた国内商業の政策は少なくとも以下を規制する：

- a. 中央と地方、および/もしくは地方間における規定、標準、商業活動の手順の調整；
- b. 物流の円滑化を図るための許可手順の整備；
- c. 住民の生活必需品の在庫と購買可能性を満たすこと；
- d. 協同組合・零細中小企業を含め、国内商業部門での事業開発と強化；
- e. 商業施設の開発に対する便宜の供与；
- f. 国内品の使用向上；
- g. 島嶼間商取引；および
- h. 消費者の保護。

(4) (1) 項に述べた国内商業の管理には、以下を含む：

- a. 許可；
- b. 標準；および
- c. 禁止・制限事項。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 第6条

- (1)全ての事業者は、国内で取引される物品にインドネシア語のラベルを使用または完備する義務を負う。
- (2)インドネシア語のラベルの使用または完備に関する更なる規定は、大臣令で定める。

## 第2部 物品の流通

### 第7条

- (1)国内で間接または直接に商取引される物品の消費者への流通は、流通業者を通じて行うことができる。
- (2) (1)項に述べた間接的な物品流通は、公的な性質の流通チェーンを使って行う：
  - a.流通とその販売網；
  - b.代理店とその販売網；または
  - c.フランチャイズ。
- (3) (1)項に述べた直接的な物品流通は、以下の方法による直接販売システムを通じた特別流通を使って行う：
  - a.シングルレベル；または
  - b.マルチレベル。

### 8条

直接販売システムで取引され、排他的ディストリビューション権が伴う物品は、直接販売のメンバー会社として登録された正式な販売者によってのみ販売できる。

### 9条

流通業者は、物品を流通させるに当り、ピラミッド方式のシステムを導入してはならない。

### 10条

7条に述べた流通業者は、事業の秩序を守るために、法規および経済・ビジネス倫理に従って物品の流通を行う。

### 11条

物品の流通に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

## 第3部 商業施設

### 第12条

- (1)政府、地方政府、および/または事業者は、個々に、または共同で、以下の商業施設を開発する：
  - a. 民衆市場；
  - b. ショッピングセンター；
  - c. スーパーマーケット；
  - d. 倉庫；
  - e. 仲買場
  - f. 商品競売市場；
  - g. 商品定期市場；または
  - h. その他の商業施設。
- (2)政府、地方政府、および/または事業者が(1)項に述べた商業施設を開発する場合、法規に則って行うべきこと。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

### 第13条

(1)政府は地方政府と協力して、競争力向上のために、民衆市場の建設、活性化、および管理の質の向上を行う。

(2)(1)項に述べた民衆市場の建設、活性化、および管理の質の向上は以下の形で行う：

- a.民衆市場の建設および/または再活性化；
- b.プロフェッショナルな管理経営の実践；
- c.良質かつ価格的に競争力のある物品在庫へのアクセス設備；および/または
- d.民衆市場の商人に対する資金調達の便宜。

(3)民衆市場の建設、活性化、および管理の質の向上に関する更なる規定は、大統領令により、もしくは大統領令に基づいて定める。

### 第14条

(1)政府および/または地方政府は、それぞれの権限に従い、協同組合・零細中小事業を支持すべく注意しながら、事業の確実性ならびに納入業者と小売業者の間のバランスの取れた協業関係を創出するために、民衆市場、ショッピングセンター、スーパーマーケットに対し、対等かつ公正な開発、整備、指導お行うべく規制する。

(2)(1)項に述べた開発、整備、指導は、事業間の距離と場所、パートナーシップ、事業協力に注意しながら許可、空間整備、分布地帯の規制を通じて行う。

(3)(2)項に述べた許可、空間整備、分布地帯に関する更なる規定は、大統領令により、もしくは大統領令に基づいて規定する。

### 第15条

(1)第12条(1)項 d に述べた倉庫とは、国内および海外向けに取引される物品の流通を円滑にするための商業施設のひとつである。

(2)(1)項に述べた倉庫は全て、面積と保管容量に基づいた倉庫分類に従い、倉庫の所有者が登録する義務を負う。

(3)(2)項に述べた倉庫の登録を行わない倉庫の所有者は全て、一定期間の倉庫閉鎖および/または最高20億ルピアの罰金という行政処分を課される。

(4)(2)項に述べた倉庫の登録手続に関する規定は大臣令で規定する。

(5)(3)項に述べた行政処分に関する規定は、政令により、もしくは政令に基づいて規定する。

### 第16条

(1)第15条に述べた倉庫に関する規定以外に、政府および/または地方政府は、国民用生活必需品の在庫を保証するため、必要な倉庫を準備することができる。

(2)(1)項に述べた政府および/または地方政府が準備する倉庫は、閉鎖的性質のものであり、保管される国民用生活必需品の量は、限定使用データに属する。

### 第17条

(1)商業目的で物品の保管を行う全ての倉庫の所有者、管理者、もしくは賃貸者は、少なくとも保管物品の量と倉庫から搬入/搬出される物品の量について業務上の記録を取らなければならない。

(2) (1)項に述べた業務上の記録を取らない倉庫の所有者、管理者、もしくは賃貸者は全て、倉庫部門の許可を撤回するという行政上の処分を課される。

(3) (1)項に述べた物品の業務上の記録に関する更なる規定は、政令に大臣令で規定する。

#### 第18条

(1)政府および/地方政府は、第12条(1)項 f に述べた商品競売市場の整備、指導、および開発を行う。

(2) (1)項に述べた商品競売市場の整備、指導、および開発に関する規定は、大統領令により、もしくは大統領令に基づいて規定する。

#### 第19条

(1)政府は、第12条(1)項 g に述べた商品定期市場の規制、指導、監督、および開発を行う。

(2) (1)項に述べた商品定期市場に関する規定は、商品定期市場関連の法規に基づいて規定する。

### 第4部 サービスの商取引

#### 第20条

(1)サービスの商取引部門でサービスを提供する者は、法規に従った適正な能力を持つ技術者の支援を受ける義務を負う。

(2) (1)項に述べた適正な能力の技術者を持たないサービス提供者は、以下のとおり行政処分の対象となる：

- a. 書面による警告；
- b. 事業活動の一時停止；および/または
- c. 営業許可の撤回。

(3) (1)項に述べた義務、および(2)項に述べた行政処分の適用に関する更なる規定は、政令によって、または政令に基づいて規定する。

#### 第21条

政府は、二国間または地域間の相互認定協定に基づき、他国からの技術者の能力を認定することができる。

### 第5部 国産品使用の促進

#### 第22条

(1)国内商業の開発、活性化、強化を行うために、政府、地方政府、および/またはその他の利害関係者は、個々に、または共同して国産品使用促進に努める。

(2) (1)項に述べた国産品使用の促進は、プロモーション、啓蒙、マーケティングを通じた呼びかけ、および法規に従った国産品使用の義務付けを導入して行う。

(3)国産品使用促進についての更なる規定は、大臣令で規定する。

### 第6部 島嶼間商取引

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 第23条

(1)政府は国内市場統合のために、島嶼間商取引活動を規制する。

(2) (1)項に述べた規制は、以下を目的とする方向で行う：

- a.供給過剰地域と供給不足地域間のバランスを保つ；
- b.地域間の価格差を小さくする；
- c.取引が制限されている物品の流通を確保する；
- d.各地域ごとに優れた製品の市場を開発する；
- e.島嶼間商取引の設備と施設を用意する；
- f.密輸品の国内侵入と流通を防止する；
- g.密輸品の海外輸出を防止する；および
- h.島嶼間商取引の障害を無くする。

(3)島嶼間商取引に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

## 第7部 許可

### 第24条

(1)商業活動を営む事業者は、大臣が発行する商業部門の許可を取得する義務を負う。

(2)大臣は、地方政府または特定の技術機関に許可の発行を委任、または代行させることができる。

(3) (1)項に述べた商業部門の許可取得義務に対し、大臣は例外措置を与えることができる。

(4) (1)項に述べた商業部門の許可、および(3)項に述べた例外措置に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

## 第8部

### 生活必需品および/または重要物品の管理

### 第25条

(1)政府および地方政府は、生活必需品および/または重要物品の備蓄について、統一インドネシア共和国の全領土にわたり、十分な量、良好な品質、購買可能な価格で入手できるよう管理する。

(2)政府および地方政府は、国家の需要を満たすために、国内の生活必需品および重要物品の生産向上を促進し、保護する義務を負う。

(3) (1)項に述べた基本的な生活必需品および重要物品については、大統領令で規定する。

### 第26条

(1)国内商業活動を阻害する可能性のある特定状況において、政府は生活必需品および重要物品の供給と価格安定を保障する義務を負う。

(2) (1)項に述べた生活必需品および重要物品の供給と価格安定化の保証は、消費者レベルで購入できる価格を維持し、かつ生産者の収入を守るために行う。

(3) 大臣は、生活必需品および重要物品の供給と価格安定化を保障するために、価格、在庫・物流管理、および輸入・輸出管理に関する政策を定める。

### 第27条

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

生活必需品および重要物品の備蓄、価格安定化、流通管理を行うに当たり、政府は国営企業を指定することができる。

#### 第28条

第26条に述べた義務を果たすために、政府は、法規に従い、国家予算および/または他の資金源から予算を割り当てる。

#### 第29条

(1)生活必需品および/または重要物品の品薄、価格変動、および/または物流障害が発生した際、事業者が生活必需品および/または重要物品を一定の量と一定の期間、貯蔵することを禁じる。

(2)生活必需品および/または重要物品を生産工程の原料または補助材として使用する場合、または流通を目的とした在庫である場合、事業者は、一定の量と一定の期間、貯蔵することができる。

(3)生活必需品および/または重要物品の貯蔵に関する更なる規定は、大統領令により、または大統領令に基づいて規定する。

#### 第30条

(1)大臣は、事業者に対し、生活必需品および/または重要物品の備蓄についてデータおよび/または情報の提供を要請することができる。

(2)事業者は、生活必需品および/または重要物品の備蓄に関してデータおよび/または情報を偽ってはならない。

#### 第31条

地方政府が、生活必需品および/または重要物品の備蓄の充足、価格安定化、流通について規制する場合、地方政府は、政府が決めた政策に則らねばならない。

#### 第32条

(1)治安、安全、健康、生活環境に関連する物品の商取引を行う製造業者または輸入業者は、以下の義務を負う：

- a.取り扱う物品を大臣に登録する；および
- b.物品および/または容器に登録証番号を記載する。

(2)製造業者または輸入業者は、物品が市場に出回る前に(1)項に述べた登録義務を果たすこと。

(3)法規に基づき、登録が既に規定されている物品については、(1)項aに述べた物品登録義務は課されない。

(4) (1)項に述べた治安、安全、健康、および生活環境に対する基準（クリテリア）は、SNI、もしくは認められてはいるが、未だ義務づけられていないその他基準に基づいて定めることができる。

(5)(1)項に述べた物品は、大統領令で定める。

(6) (5)項に述べたように物品がSNI適用を義務づけられた場合、当該物品はSNIの適用規定を満たさなければならない。

#### 第33条

(1) 第32条(1)項に述べた物品登録規定を満たさない製造業者または輸入業者は、物品の商業活動を停止し、物品を以下から引揚げざる義務を負う：

- a.ディストリビューター；

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- b.代理店；
- c.問屋；
- d.小売店；および/または
- e.消費者。

(2) (1)項に述べた商業活動の停止および物品を流通から引揚げの命令は大臣が行う。

(3) (1)項に述べた規定を満たさない製造業者または輸入業者は、営業許可の撤回という行政処分を課される。

### 第34条

第32条(1)項に述べた物品の登録および第33条(1)項に述べた物品の商業活動停止と物品の引揚げに関する更なる規定は、大統領令により、または大統領令に基づいて定める。

## 第9部

### 物品および/またはサービスの商取引の禁止と制限

### 第35条

(1)政府は国家の利害のために、以下の理由により物品および/またはサービスの商取引の禁止または制限を規定する：

- a.経済主権の保護；
- b.国家の治安の保護；
- c.国民の道徳および文化の保護；
- d.人間、動物、魚、植物、および生活環境の健康・安全の保護；
- e.生産・消費向け天然資源の過剰消費の保護；
- f.国家収支および/または貿易収支の保護；
- g.法規の実践；および/または
- h.政府の任務に従った特定の勸案；

(2)(1)項に述べた商取引の禁止または制限を受ける物品および/またはサービスについては、大統領令で定める。

### 第36条

各事業家は、第35条(2)項に述べたように商取引禁止の指定を受けた物品および/またはサービスを商取引してはならない。

### 第37条

(1)各事業家は、第35条(2)項に述べた商取引制限の指定を受けた物品および/またはサービスについて、定められた規定を守る義務を有する。

(2) (1)項に述べたように、商取引の制限を受けた物品および/またはサービスに関して定められた規定に違反した場合、各事業家は商業分野の許可の撤回という行政処分を課される。

## 第V章

### 海外貿易

## 第1部

### 一般

### 第38条

(1)政府は、輸出入部門の政策と管理を通じて海外貿易活動を規制する。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(2) (1)項に述べた海外貿易政策および管理は、以下の方向を目指す：

- a. インドネシアの輸出品の競争力向上；
- b. 海外市場へのアクセスの向上と拡大；
- c. 輸出業者および輸入業者の能力を高め、信用できる事業者とすること。

(3)海外貿易政策は少なくとも以下をカバーする：

- a. 輸出品の数量、品種、付加価値の向上；
- b. 貿易相手国と、貿易活動に関する標準および手続の調和を図る；
- c. 海外貿易機関の強化を図る；
- d. 海外貿易の支援設備・施設の開発；および
- e. 海外貿易から受けるネガティブな影響から国家の利害を保護し、治安を守る。

(4)海外貿易の管理は以下から成る：

- a. 許可；
- b. 標準；および
- c. 禁止と制限。

### 第39条

国境を越えるサービスの商取引は以下の方法で行う：

- a. 国境を越えての供給；
- b. 海外での消費；
- c. 通商の存在；または
- d. 人の移動

### 第40条

(1)国家経済への付加価値を高めるために、政府は輸出入活動における支払方法および物品の引渡し方法を規定することができる。

(2)支払方法および物品の引渡し方法に関する更なる規定は、政令で規定する。

### 第41条

(1)統制不可能な状況が生じた場合、大臣は輸入または輸出を延期することができる。

(2) (1)項に述べた統制不可能な状況については、大統領が規定する。

## 第2部

### 輸出

### 第42条

(1)物品の輸出は、大臣が別途定めた場合を除き、輸出業者として登録、認定された事業者が行う。

(2) (1)項に述べた輸出業者の認定に関する規定は、大臣令で定める。

### 第43条

(1)輸出業者は輸出される物品に対して全的な責任を負う。

(2) (1)項に述べたように輸出品に対する責任を取らない輸出業者には、商業部門における許可、承認、認定、および/または決定を撤回するという形で行政処分が課される。

(3) (2)項に述べた行政処分の手順に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

#### 第44条

42条(1)項に述べた輸出業者としての認定を悪用する行為を行った輸出業者には、輸出業者認定の撤回という行政処分が課される。

### 第3部 輸入

#### 第45条

(1)物品の輸入は、大臣決定に基づき輸入業者としての認定証を持つ輸入業者のみ、これを行うことができる。

(2)特定の場合、輸入業者認定証を持たない輸入業者が物品を輸入することもできる。

(3) (1)項に述べた輸入業者認定証に関する規定は、大臣令で定める。

#### 第46条

(1)輸入業者は輸入される物品に対して全的な責任を負う。

(2) (1)項に述べたように、輸入品に対する責任を取らない輸入業者には、商業分野における許可、承認、認定、および/または決定の撤回という形で行政処分が課される。

(3) (2)項に述べた行政処分の手順に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

#### 第47条

(1)全ての輸入業者は、新品の状態での物品を輸入する義務を負う。

(2)特定の場合、大臣は、新品でない状態で輸入される物品を規定することができる。

(3) (2)項に述べた規定については、財務部門の政府業務を司る大臣に通達する。

(4) (2)項に述べた新品でない状態で輸入される物品に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

#### 第48条

第47条(2)項で述べた新品でない状態で輸入される物品の輸入承認状は、関税部門の法規に従って関税義務を遂行する時に提出する。

### 第4部

#### 輸出入の許可

#### 第49条

(1)輸出および輸入活動を行うために、大臣は、輸出業者および輸入業者に対し、承認、登録、決定、および/または認定許可を所持することを義務づける。

(2)一時的な輸出および一時的な輸入を行うために、大臣は、輸出業者および輸入業者に(1)項に述べたような許可を所持することを義務づける。

(3)大臣は、(1)項の述べた許可の発行を地方政府または特定の技術機関に委任もしくは代行させることができる。

(4)国家競争力を高めるために、大臣は、一時的に、輸入物品に対する輸入関税の軽減もしくは付加を提案することができる。

(5)(1)項および(2)項に述べた許可に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

## 第5部 輸出入の禁止と制限

### 第50条

(1)法律によって禁止、制限、もしくは別途規定する場合を除き、全ての物品は輸出または輸入できる。

(2)政府は国家的利害のために、以下の理由により物品の輸入または輸出を禁止する：

a.国家の治安、もしくは社会、文化、国民道徳などを含む社会的利害の保護のため；

b.知的財産権の保護のため；および/または

c.人間、動物、魚、植物の健康と安全、および生活環境の保護のため。

### 第51条

(1)輸出業者は輸出禁止品に指定された物品を輸出してはならない。

(2)輸入業者は輸入禁止品に指定された物品を輸入してはならない。

(3) (1)項および(2)項で述べた禁止品は、大臣令で定める。

### 第52条

(1)輸出業者は輸出制限規定に沿わない物品を輸出してはならない。

(2)輸入業者は輸入制限規定に沿わない物品を輸入してはならない。

(3) (1)項および(2)項で述べた制限品は、大臣令で定める。

(4) (3)項に述べた輸出制限規定に沿わない物品を輸出した各輸出業者は、法規に定められた行政処分および/またはその他の処分を課される。

(5) (3)項に述べた輸入制限規定に沿わない物品を輸入した輸入業者は、法規に定められた行政処分および/またはその他の処分を課される。

(6) (4)項および(5)項で述べた行政処分の適用に関する規定は、大臣令で定める。

### 第53条

(1)輸出品に対して第52条(4)項に述べた行政処分を課された輸出業者は、法規に従い、国家がこれを支配する。

(2)輸入品に対して第52条(5)項に述べた行政処分を課された輸入業者は、輸入業者が再輸出して戻す、廃棄する、または大臣が定める他の規定に従う義務を負う。

### 第54条

(1)政府は、国家の利害のために、以下の理由により輸出入品を制限することができる：

a.国家の治安もしくは公共の利害を保護するために；および/または

b.人間、動物、魚、植物、および生活環境の健康と安全を守るために。

(2)政府は(1)項に述べたように、以下の理由で輸出品を制限することができる：

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- a.国内需要の充足を保証する；
- b.国内加工業が必要とする原料の在庫を保証する；
- c.天然資源の保存を図る；
- d.原材料および/または天然資源の経済的付加価値を高める；
- e.国際市場の特定輸出商品にかなり劇的な価格上昇が見込まれる；および/または
- f.特定商品の国内価格の安定を図る。

(3)政府は(1)項に述べたように、以下の理由で輸入品を制限することができる：

- a.特定の国内産業の開発、促進、保護を図るため；および/または
- b.国家収支および/または貿易収支を守るために。

## 第VI章 国境商取引

### 第55条

(1) 統一インドネシア共和国内で、他国と直接国境を接する地域に居住するインドネシア人は全て、国境地域に住む他国の住民と国境商取引を行うことができる。

(2) (1)項に述べた国境商取引は、政令で定める陸および海の国境地域に限り行うことができる。

(3) (2)項に述べた国境商取引は、法規に従い、二国間協定に基づいて行う。

### 第56条

(1)第55条(3)項に述べた二国間協定には少なくとも以下を記載すること：

- a.国境を超えて搬入または搬出する場所；
- b.商取引される物品の種類；
- c.関税区域内に持込むために、関税区域外で購入する物品購入の最高取引額；
- d.国境商取引を行うことができる特定地域；および
- e.国境商取引を行う個人身分証の保持について。

(2)政府は法規に従い、国境の搬出支所または搬入支所、および特定の場所または地域で、関税、消費税、移民管理、検疫の監督・サービス業務を行う。

(3)大臣は、第55条(3)項に述べた国境商取引協定を結ぶ前に、関連大臣と調整および同調化を行う。

(4)国境商取引に関する更なる規定は、政令により、または政令に基づいて規定する。

## 第VII章 標準化

### 第1部 物品の標準化

### 第57条

(1)国内で取引される物品は以下を満たさなければならない：

- a. SNI（インドネシア国家標準）適用が義務付けられたものはSNI；または
- b.適用義務のある技術条件。

(2)事業者は、義務付けられたSNIを満たさない、もしくは義務付けられた技術条件を満たさない物品の商取引を国内で行ってはならない。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(3) (1)項に述べたSNIまたは技術条件の適用は、大臣、または政府の業務に従ってその任務・責任を負う他の大臣によって規定される。

(4) (3)項に述べたSNIまたは技術条件の適用は、以下の側面を考慮して行う：

- a. 治安、安全、健康および生活環境；
- b. 国内製造業者の競争力および事業の健全な競争；
- c. 国内産業界の能力と準備態勢；および/または
- d. 適合性評価機関のインフラ整備の状態。

(5) (1)項に述べたように、SNIまたは技術条件の適用が義務付けられた物品には、SNIマークまたは適合印を付けるか、あるいは政府が認める適合証明書を完備する義務を負う。

(6) 商取引されており、かつ未だSNIが義務づけられていない物品の場合、SNIマークまたは適合印を付けることができるが、SNI標章使用に関する製品証書または適合証明書でそれを証明できることが条件となる。

(7) SNIまたは技術条件の適用が義務づけられた物品でありながら、(5)項に述べたSNIマーク、または適合印をつけずに、または適合証明書を完備せずに当該物品を商取引した事業者には、物品の流通引揚げという行政処分を課す。

#### 第58条

(1) 第57条(5)項に述べたSNIマーク、適合印、または適合性証明書は、法規に従った認証機関が認定する適合性評価機関が発行する。

(2) (1)項に述べたように認定された適合性評価機関が未だない場合、大臣もしくは政府の業務に従ってその任務・責任を負う他の大臣が、特定の条件、期間において適合性評価機関を指定することができる。

(3) (1)項および(2)項に述べた適合性評価機関は、大臣が規定する機関に登録されなければならない。

#### 第59条

他国が規定した標準または適合性評価は、国家間相互認定協定に基づき、政府がこれを認める。

### 第2部 サービスの標準化

#### 第60条

(1) サービスの提供者は、義務付けられたSNI、技術条件、または資格を満たさないサービスを取引してはならない。

(2) (1)項で述べたSNI、技術条件、または資格適用義務づけは、大臣または政府の業務に従ってその任務・責任を負う他の大臣が規定する。

(3) (2)項に述べたSNI、技術条件、または資格適用の義務づけは、以下の側面を考慮して行う：

- a. 治安、安全、健康および生活環境；
- b. 国内製造業者の競争力および事業の健全な競争；
- c. 国内産業界の能力と準備態勢；
- d. 適合性評価機関のインフラ整備の状態；および/または
- e. 文化、慣習、または地域の知識に基づいた伝統。

(4) (2)項に述べたように、SNI、技術条件、または資格適用が義務付けられたサービスについては、政府が認める適合性証明書を完備することが義務づけられる。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(5)商取引され、SNI、技術条件、資格適用を満たしていながら未だそれらが義務づけられていないサービスについては、法規に従い、適合性証明書を使用することができる。

(6) SNI、技術条件、または資格適用が義務付けられたサービスでありながら、(4)項に述べた適合性証明書を完備せずにサービスを提供した業者には、事業活動停止という行政処分が課される。

#### 第61条

(1)第60条(4)項に述べたSNIマーク、適合印、または適合性証明書は、法規に従って認証機関が認めた適合性評価機関が発行する。

(2) (1)項に述べたように認定された適合性評価機関が未だない場合、大臣もしくは政府の業務に従ってその任務・責任を負う他の大臣が、特定の条件、期間において適合性評価機関を指定することができる。

(3) (1)項および(2)項に述べた適合性評価機関は、大臣が規定する機関に登録されなければならない。

#### 第62条

他国が規定した標準または適合性評価は、国家間相互認定協定に基づき、政府がこれを認める。

#### 第63条

第60条(4)項に述べた適合性証明書を完備せずにサービスを取引したサービス提供者には、サービスの商取引活動を停止するという行政処分が課される。

#### 第64条

物品の標準化および/またはサービスの標準化の適用規定および手順に関する更なる規定は、政令により、または政令に基づいて規定する。

### 第VIII章

#### 電子システムを通じた商取引

#### 第65条

(1)電子システムを使用して物品および/サービスの商取引を行う事業者は全て、完全かつ正しいデータおよび/または情報を準備する義務を負う。

(2)全ての事業者は、(1)項に述べたようなデータおよび/または情報に適合しない電子システムを使って物品および/またはサービスの商取引を行ってはならない。

(3)(1)項に述べた電子システムの使用者は、情報・電子取引法に定めた規定を満たす義務を負う。

(4) (1)項に述べたデータおよび/または情報は、少なくとも以下を記載する：

- a.製造者または流通事業者としての事業者の身分および合法性；
- b.提供する物品の技術条件；
- c.提供するサービスの技術条件および資格；
- d.物品および/またはサービスの価格と支払方法；および
- e.物品の引渡し方法。

(5)電子システムを通じた商取引に関連して紛争が生じた場合、紛争に関与する個人または事業体は、裁判またはその他紛争処理のメカニズムを通じて当該紛争を解決できる。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(6) (1)項に述べたように完全かつ正しいデータおよび/または情報を提供せずに電子システムを使って物品および/または情報の商取引を行った各事業者には、許可の撤回という行政処分が課される。

#### 第66条

電子システムを使った商取引に関する更なる規定は、政令により、または政令に基づいて規定する。

### 第IX章 商業の保護と防衛

#### 第67条

(1)政府は商業の保護と防衛に関する政策を策定する。

(2) (1)項に述べた商業の保護と防衛に関する政策は大臣が策定する。

(3) (2)項に述べた商業の保護と防衛に関する政策には以下が含まれる：

- a. 国産品輸出に対するダンピングおよび/または助成金支給の非難への弁護；
- b. 輸出品が相手国において輸入急増を惹起したと取引相手国から評された輸出業者に対する弁護；
- c. 他国が適用した政策および/または規定の結果、損害を受けた国産品輸出に対する弁護；
- d. アンチダンピング措置、もしくは非公正取引の実践を解決するための応酬措置の適用；
- e. 輸入の急増を解決するための商業防衛措置の適用；および
- f. 他国が反対する商業関連の国家政策に対する弁護。

#### 第68条

(1) 国産品の輸出に対し、輸出相手国から政策、規定、非公正取引の非難、および/または輸入急増の非難があり、それが脅威となった場合、大臣は擁護措置を取る義務を負う。

(2) (1)項に述べた措置を取るに当たり：

- a. 利害関係を持つ輸出業者は、これを支援し、必要な情報・データを提供する義務を負う；かつ
- b. 関連する政府省庁/非政府機関は、これを支援し、必要な情報・データを提供する義務を負う。

#### 第69条

(1) 輸入品が急増した結果、同種の、または当該輸入品と直接に競合する国内製品が深刻な損害を被り、或いは被る恐れがある場合、政府は、ここに言う深刻な損害、或いはその恐れを無くする、或いは軽減するために、貿易防衛措置を取る義務を負う。

(2) (1)項に述べた貿易防衛措置とは、防衛措置としての輸入関税の適用、および/または割当を指す。

(3) (2)項に述べた貿易防衛措置としての輸入関税は、財務部門の政府業務を司る大臣が、商業大臣が決めた提言に基づいて定める。

(4) (2)項に述べた割当の決定は大臣が行う。

#### 第70条

(1) 通常価格より安い輸入品が、関連国内産業に損害を与えたり、またはその恐れがある場合、もしくは関連国内産業の発展を阻害する場合、政府は、損害、損害の恐れ、もしくは阻害を無くし、或いは軽減するために、アンチダンピング措置を取る義務を負う。

(2) (1)項に述べたアンチダンピング措置とは、アンチダンピング輸入関税の適用を指す。

(3) (2)項に述べたアンチダンピング輸入関税は、財務部門の政府業務を司る大臣が、商業大臣が決めた提言に基づいて決める。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 第71条

(1)輸出国から直接または間接に助成金を受けている輸入品が、関連国内産業に損害を与えたり、またはその恐れがある場合、もしくは関連国内産業の発展を阻害する場合、政府は、損害、損害の恐れ、もしくは阻害を無くし、或いは軽減するために、応酬措置を取る義務を負う。

(2) (1)項に述べた応酬措置とは、応酬輸入関税の適用を指す。

(3) (2)項に述べた応酬輸入関税は、財務部門の政府業務を司る大臣が、商業大臣が決めた提言に基づいて定める。

## 第72条

第69条に述べた貿易防衛措置、70条に述べたアンチダンピング措置、71条に述べた応酬措置に関する更なる規定は、政令により、または政令に基づいて規定する。

## 第X章

### 協同組合および零細中小事業の活性化

## 第73条

(1)政府および/または地方政府は、商業部門において協同組合・零細中小事業の活性化を行う。

(2) (1)項に述べた活性化とは、便宜、インセンティブ、技術指導の供与、資金へのアクセスおよび/またはは支援、プロモーション支援、および販売活動を指す。

(3)政府および/または地方政府は、(2)項に述べたように商業部門における協同組合・零細中小事業の活性化を行うに当り、他者と協力することができる。

(4) (1)項に述べた商業部門における協同組合・零細中小事業活性化に関する更なる規定は、大統領令により、または大統領令Nに基づいて規定する。

## 第XI章

### 輸出の振興

## 第1部

### 輸出の育成

## 第74条

(1)政府は輸出振興の一環として、国産の物品・サービスの市場アクセスを拡大するために、事業者の育成を行う。

(2) (1)項に述べた育成とは、インセンティブ、便宜、市場チャンスに関する情報、技術指導の供与、および輸出振興のためのプロモーション支援と展示会の形を取ることができる。

(3)大臣は国産の物品および/またはサービスの競争力を高める努力として、(2)項に述べたように、税務上の、および/または非税務上のインセンティブを提言することができる。

(4)政府は(1)項に述べた育成に当り、他者と協力して行うことができる。

(5) (1)項に述べた育成の実施に関する更なる規定は、大臣令で定める。

## 第2部

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 商業プロモーション

### 第75条

(1)国内の物品および/またはサービスの市場アクセスを拡大するために、政府および/または地方政府は、以下の方法で物品および/またはサービスを紹介する義務を負う：

- a.国内および/または海外で商業プロモーションを組織する；および/または
- b.国内および/または海外の商業プロモーションに参加する。

(2) (1)項に述べた商業プロモーションとは以下を指す：

- a.商業展示会；および
- b.商業使節団。

(3) (2)項aに述べた商業展示会による商業プロモーションとは、以下を含む：

- a.国際商業展示会；
- b.国内商業展示会；または
- c.地方商業展示会。

(4)政府は、海外で商業展示会を行うに当り、協同組合・零細中小事業を参加させる。

(5)(2)項bに述べた商業使節団とは、輸出の機会を拡大するために、国際ビジネス会合の形で行う。

(6)(2)項bに述べた商業使節団とは、インドネシア側から政府、地方政府、事業者、および/またはその他の機関が外国を訪問し、ビジネス活動を行ったり、または両国の商業関係を促進することを指す。

### 第76条

政府、地方政府、政府/地方政府以外の機関、および/または事業者による海外での商業プロモーション活動は、関連国にあるインドネシア共和国の代理機関と調整して実施する。

### 第77条

(1)商業展示会を組織する事業者および商業展示会の参加者は全て、商業展示会の組織および参加の基準を満たす義務を負う。

(2)商業展示会を組織する事業者は全て、海外からの参加者および/または産品を参加させる場合、大臣の許可を得る義務を負う。

(3) (1)項に述べた商業展示会の組織および参加の基準に関する更なる規定は、大臣令によって規定する。

(4) (1)項に述べた商業展示会の組織および参加の基準を満たさない商業展示会の組織事業者には全て、活動停止という行政処分が課される。

### 第78条

(1)政府および/または地方政府は、法規に従い、事業者および/または政府/地方政府以外の組織が開催する商業展示活動の実施に対し、恩典および/または便宜を与えることができる。

(2)(1)項に述べた商業展示会に対する恩典および/または便宜は、以下の者に対して供与される：

- a.国内商業プロモーションの開催者；および
- b.政府/地方政府以外の参加組織および参加国内事業者。

(3)政府と地方政府は、国産優良品の輸出振興のための商業展示会を開催するに当り、互いに支援しあう。

### 第79条

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(1)第75条(2)項に述べた商業プロモーションのほか、物品および/またはサービスを紹介するために、国内外におけるインドネシアのイメージキャンペーンを支援する必要がある。

(2)インドネシアのイメージキャンペーンは、政府、地方政府、政府/地方政府以外の組織、および/または事業者が個々に、または共同で行うことができる。

(3)政府、地方政府、政府/地方政府以外の組織、および/または事業者が海外でインドネシアのイメージキャンペーンを行う場合、関連国にあるインドネシア共和国代理機関と調整する。

(4) (3)項に述べたインドネシアのイメージキャンペーン実施に関する更なる規定は、大統領令により、または大統領令に基づいて定める。

#### 第80条

(1)海外への商業プロモーション活動の実施を支援するために、商業プロモーション機関を海外に設置することができる。

(2) (1)項の述べたように商業プロモーション機関を海外に設置する場合、そのファシリティーも含め、法規に従った関連大臣と調整したうえ、大臣が実施する。

#### 第81条

インドネシアのイメージキャンペーン活動に関連して行う商業プロモーションの実施手続、便宜、および参加に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

### 第XII章 国際貿易協力

#### 第82条

(1)市場へのアクセスを推進し、国家の利害を保護、確保するために、政府は他の国および/または国際機関/組織と貿易協力を行うことができる。

(2)(1)項に述べた貿易協力は、国際貿易協定を通じて行うことができる。

#### 第83条

政府は、第82条(2)項に述べた国際貿易協定の協議に当り、国民代表議会（訳註：以下、国会と略称）に相談することができる。

#### 第84条

(1)第82条(2)項に述べた国際貿易協定は全て、協定に調印した後、遅くとも90就労日以内に国会に通知すること。

(2) (1)項に述べたように、政府が通知した国際貿易協定について、国会は、議会の承認が必要かどうかを協議し、決定する。

(3)政府が通知した国際貿易協定に対し、(2)項に述べた国会承認が必要か否かの決定は、以下の規定に従い、遅くとも国会会期中の60就労日以内に行う：

a.国際貿易協定が国家財政の負担に関係し、国民生活に広範かつ基本的な結果を惹起する場合、および/または、法の改訂または制定を必要とする場合、その承認は法令を以って行う。

b.国際貿易協定がaに述べたような影響を惹起しない場合、承認は大統領で行う。

(4)国会が、(3)項に述べたように、遅くとも国会会期中の60就労日以内に決議を採択しない場合、国会承認が必要か否か、政府が決定することができる。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (5) (3) 項aに述べた国際貿易協定の承認または拒絶について、国会は遅くとも次の国会会期中に決める。
- (6) 国際貿易協定が国家の利害を危うくする可能性がある場合、国会は国際貿易協定の承認を拒否する。
- (7) (3) 項bに述べた国際貿易協定の承認に関する大統領令は、国会に通知すること。

#### 第85条

- (1) 政府は、国家的利害に関する勘案に基づき、国会承認を得たうえ、法令で承認された国際貿易協定を見直し、撤回することができる。
- (2) 政府は、国家的利害に関する勘案に基づき、大統領令で承認された国際貿易協定を見直し、撤回することができる。
- (3) (1) 項および(2) 項に述べた国際貿易協定の見直しおよび撤回の手続に関する更なる規定は、政令で規定する。

#### 第86条

- (1) 国際貿易協定を結ぶに当り、政府は、協議を準備し、実行することを任務とする協議チームを形成することができる。
- (2) (1) 項に述べた協議チームの形成に関する規定は、大統領令で規定する。

#### 第87条

- (1) 政府は、国家的利害を最優先しつつ、開発が十分でない国に対し一方的な（ユニラタラルな）貿易特恵を与えることができる。
- (2) 特恵供与の手続に関する規定は、大統領令により、または大統領令に基づいて定める。

### 第XIII章

#### 商業情報システム

#### 第88条

- (1) 大臣、州知事、および県知事/市長は、省または省以外の政府機関が開発する情報システムに統合された商業情報システムを組織する義務を負う。
- (2) (1) 項に述べた情報システムは、商業政策および管理のために使用する。

#### 第89条

- (1) 商業情報システムは、商業のデータおよび/または情報の収集、加工、通知、管理、および頒布から成る。
- (2) (1) 項に述べた商業のデータおよび/または情報は、少なくとも国内および国外の商取引に関するデータおよび/または情報を記載すること。
- (3) (2) 項に述べた商業のデータおよび/または情報は、正確、迅速、使用目的に適合し、国民が容易にアクセスできるようにすること。

#### 第90条

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(1)大臣は、商業情報システムを組織するに当り、関税部門で政府業務を司る機関、インドネシア銀行、金融サービス監督庁、統計庁、その他の庁/機関を含め、省および省以外の政府機関、および地方政府に商業部門のデータおよび情報を要請することができる。

(2)関税部門で政府業務を司る機関、インドネシア銀行、金融サービス監督庁、統計庁およびその他庁/機関を含め、省および省以外の政府機関、および地方政府は、(1)項に述べたように、最新、正確かつ迅速なデータおよび情報を提供する義務を負う。

#### 第91条

商業データおよび情報は、大臣が別途定める場合を除き、公開を旨とする。

#### 第92条

商業情報システムに関する更なる規定は、政令により、または政令に基づいて規定する。

### 第XIV章

#### 商業部門における政府の任務と権限

#### 第93条

商業部門における政府の任務は以下を含む：

- a. 商業部門における政策の検討および策定；
- b. 国家標準の検討；
- c. 商業部門における規範、標準、手続、およびクリテリアの検討と決定；
- d. 商業部門における許可制度の策定；
- e. 生活必需品および/または重要物品の備蓄、価格の安定化、および流通の管理；
- f. 国際貿易協力の実施；
- g. 商業部門の情報管理；
- h. 商業部門の活動に対する指導および監督の実施；
- i. 国家の輸出開発の促進；
- j. 適正なビジネス環境の創出；
- k. 国内物流の開発；および
- l. その他、法規に従った任務。

#### 第94条

政府は第93条に述べた任務を行うに当り、以下の権限を有する：

- a. 商業部門の事業者に対し許可を与えること；
- b. 国内流通システムの効率性と効果性、商業秩序、市場統合、事業の確実性を向上させるために、国内商業政策の調和を図ること；
- c. 政府の政策および規定に反する地方政府が制定した商業部門の政策および規定の撤回；
- d. 物品および/またはサービスに対する商取引の禁止および/または制限の制定；
- e. 生活必需品および/または重要物品の備蓄を確実にするための国内物流の開発；および
- f. その他、法規に基づく権限。

#### 第95条

地方政府は以下の任務を負う：

- a. 商業部門における政府政策の実施；
- b. 地方における商業部門の許可の実施；
- c. 生活必需品および/または重要物品の備蓄、価格安定、流通の管理；
- d. 地方における国際商業協力実践のモニター；
- e. 地方における商業分野の情報管理；
- f. 地方における商業分野の活動に対する育成および監督；

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- g. 国家輸出の開発促進；
- h. 適正な事業環境の創出；
- i. 地方におけるロジスティックの開発；および
- j. 法規に従った商業部門のその他任務。

### 第96条

- (1) 地方政府は、第95条に述べた任務を果たすに当り、以下の権限を有する：
- a. 政府の政策を実施するために、地方において商業部門の施策と戦略を決定する；
  - b. 政府から与えられた代行権限により商業分野の事業者に許可を与える；
  - c. 商業情報システムを組織するために、地方の商業情報を管理する；
  - d. 現地における商業活動の育成および監督を行う；および
  - e. 法規に基づく商業部門のその他権限。
- (2) (1)項に述べた地方政府の権限の実施は、政府が策定した政策に沿うものであること。

## 第XV章 国家商業委員会

### 第97条

- (1) 商業活動規定の目的達成迅速化を支援するため、大統領は国家商業委員会を結成することができる。
- (2) (1)項に述べた国家商業委員会の議長は大臣が勤める。
- (3) 国家商業委員会のメンバーは以下の構成要素から成る：
- a. 政府；
  - b. アンチダンピング措置および応酬措置の捜査を行う任務にある組織；
  - c. 商業の保安措置において捜査を行う任務にある組織；
  - d. 消費者保護について提言を行う任務にある組織；
  - e. 商業部門の事業者または事業連盟；および
  - f. 商業部門における学者または指導者。
- (4) 国家商業委員会は以下の任務を行う：
- a. 商業部門における政策および規定制定のための提言；
  - b. 商業ファイナンスに関する政策に対する見解の提示；
  - c. アンチダンピング措置、応酬措置、および商業保安措置に対し国家の利害に関する見解の提示；
  - d. 国内商業および海外貿易の問題解決に関する情報や見解の提示；
  - e. 貿易パートナー国における商業政策と実践の監督に関する政府への支援；
  - f. 国際貿易協力の協議に関する見解と立場についての提言；
  - g. 商業部門における政策および規定に関する政府の啓蒙活動への支援；および
  - h. その他、必要と思われる任務。
- (5) 国家商業委員会の任務遂行に必要な費用は、国家予算から出す。
- (6) 国家商業委員会に関する更なる規定は大統領令で定める。

## 第XVI章 監督

### 第98条

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(1)政府および地方政府は、商業活動に対し監督を行う権限を有する。

(2)(1)項に述べた監督を行うに当たり、政府は商業部門における監督政策を策定する。

#### 第99条

(1)第98条に述べた政府による監督は、大臣が行う。

(2)(1)項に述べた監督を行うに当たり、大臣は以下の権限を持つ：

- a.商業部門における法規に従わず取引される物品を暫定的に流通禁止する、および/または流通からの物品引揚げ命令、またはサービス活動の停止命令；および/または
- b.商業部門における許可の撤回。

#### 第100条

(1)第99条(1)項で述べた監督を行うに当たり、大臣は商業部門における監督官を指名する。

(2)商業部門の監督官は、監督を行うに当たり、合法的かつ正式な任命状を携帯すること。

(3)(2)項に述べた監督官は、その権限を執行するに当たり、少なくとも以下に対する監督を行う：

- a.商業部門の許可；
- b.監督、禁止、および/または規制された物品の商取引；
- c.物品および/またはサービスの流通；
- d.治安、安全、健康、および生活環境に関する国産品および輸入品の登録；
- e.義務づけられたSNI、技術条件、または資格の適用；
- f.倉庫の登録；および
- g.生活必需品および/重要物品の保管。

(4) (3)項で述べた監督官は、商業部門における活動に違反容疑を発見した場合、以下を行うことができる：

- a.流通からの物品引揚げ、および/または廃却の提言；
- b.商業活動停止の提言；または
- c.商業部門での許可撤回の提言。

(5)(3)項に述べた監督を行っている際、商業部門での刑事犯罪を疑わせる初期証拠を発見した場合、監督官はフォローのため捜査官に報告する。

(6) (1)項に述べた監督官は、その権限を執行するに当たり、関連機関と調整を行うことができる。

#### 第101条

(1)政府は監督下に置く物品の商取引を決めることができる。

(2)(1)項に述べた監督下の物品を定めるに当たり、政府は業者連盟から意見聴取することができる。

(3)(1)項に述べた監督下の物品は、大統領令で規定する。

#### 第102条

商業活動の監督および監督下の物品に対する監督の実践に関する更なる規定は、大臣令で規定する。

### 第XVII章 捜査

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 第103条

(1) インドネシア共和国警察捜査官以外にも、政府および地方政府機関でその任務と責任が商業部門にある特定の公務員官僚に対し、刑法に述べられたように、本法令に従った捜査を行うために公務員捜査官としての特別権限を与える。

(2) (1)項に述べた公務員捜査官は、以下の権限を有する：

- a. 商業部門の刑事犯罪が疑われる行為が発生したとの報告または訴えの受理；
- b. 商業部門における刑事犯罪容疑に関連して、報告または説明の真偽を調査すること；
- c. 商業部門における刑事犯罪行為に関連して、説明または証拠品を要請するために、個人、事業体、または法人を喚問すること；
- d. 商業部門の刑事犯罪容疑に関連して、証人または被疑者として尋問・調査するために個人、事業体、または法人を喚問すること；
- e. 商業部門の刑事犯罪容疑に関連して、帳簿、記録、その他書類を調査すること；
- f. 商業部門の刑事犯罪容疑に関連して、捜査、探索、情報収集を行うこと；
- g. 商業部門の刑事犯罪容疑事件において、証拠品が得られると思われる事件現場および特定の場所を調査および家宅捜査し、違反行為の結果たる物品を押収および/または封印すること；
- h. 商業部門の刑事犯罪容疑に関連する証拠物件に対し保安標識を付け、確保すること；
- i. 商業部門の刑事犯罪容疑の証拠となる人、物品、輸送設備、その他の対象に対し、撮影および/またはAV機器を使って録音録画すること；
- j. 商業部門の刑事犯罪容疑の捜査を行うに当たり、専門家を召還し、支援を求め、或いはその説明を聞くこと；および
- k. 法規に従い捜査を停止すること。

(3) 関税に関連する特定の場合に限り、法規によりその任務と責任が関税部門にある政府機関の特定公務員捜査官が、商業部門の任務と責任を負う公務員捜査官と調整のうえ、商業部門の査察および捜査を行う権限を有する。

(4) (1)項に述べた公務員捜査官は、法規に従い、インドネシア共和国警察捜査官を通じて捜査書類一式を検事に提出する。

(5) 商業部門の刑事犯罪捜査の実施は、商業部門に任務と責任を持つ政府機関が設置する特別ユニットと調整して行うことができる。

(6) 商業部門の刑事犯罪取扱実践マニュアルは大臣が規定する。

## 第XVIII章

### 刑事規定

#### 第104条

第6条(1)項に述べたように、国内で商取引する物品にインドネシア語のラベルを使用または完備しない事業者には全て、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第105条

第9条に述べたように、ピラミッド方式を採用して物品を流通させた流通業者には、刑事犯として最高10年の禁固刑および/または最高100億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第106条

第24条(1)項に述べたように、大臣が発行する商業部門の許可を取得せずに商業活動を行った事業者には、刑事犯として最高4年の禁固刑および/または最高100億ルピアの罰金刑を課す。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

#### 第107条

第29条(1)項に述べたように、品薄、価格急騰、および/または物流輸送の障害が発生した時に、生活必需品および/または重要物品を特定の量および時期に貯留した事業者には、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高500億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第108条

第30条(2)項に述べたように、生活必需品および/または重要物品に関するデータおよび/情報を操作した事業者には、刑事犯として最高4年の禁固刑および/または最高100億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第109条

第32条(1)項に述べたように、治安、安全、健康、生活環境に関する物品で、大臣に登録しないものを商取引した生産者または輸入業者には、刑事犯として最高1年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第110条

第36条に述べたように、商取引を禁止された物品および/またはサービスを商取引した事業者には全て、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第111条

第47条(1)項に述べたように、中古の物品を輸入した輸入業者には全て、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第112条

(1)第51条(1)項に述べたように、輸出を禁止された物品を輸出した輸出業者には、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

(2)第51条(2)項に述べたように、輸入を禁止された物品を輸入した輸入業者には、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第113条

第57条(2)項に述べたように、義務づけられたSNI、もしくは義務づけられた技術条件を満たさない物品の商取引を行った事業者には、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第114条

第60条(1)項に述べたように、義務づけられたSNI、技術条件、もしくは資格を満たさないサービスの商取引を行ったサービス提供者には、刑事犯として最高5年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第115条

第65条(2)項に述べたように、データおよび/または情報に適合しない電子システムを使って物品および/サービスの商取引を行った事業者には全て、刑事犯として最高12年の禁固刑および/または最高120億ルピアの罰金刑を課す。

#### 第116条

第77条(2)項に述べたように、大臣の許可なく海外からの参加者および/またはプロモーション品を参加させて商業展示会を行った事業者は全て、刑事犯として最高3年の禁固刑および/または最高50億ルピアの罰金刑を課す。

### 第XIX章

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 最終規定

### 第117条

本法令が発効した時点で、1934年オランダ商法、法令集1938年86号に定めた商業に関する規定は撤回され、無効となる。

### 第118条

本法令が発効した時点で：

- a. 「「倉庫」に関する1960年代換法令第2号の変更」に関する1962年第5号代換法の政令制定」に関する1965年11号法令（インドネシア共和国官報1965年54号、インドネシア共和国官報補遺2759号）により既に改訂されている「倉庫」に関する1960年2号代換法（インドネシア官報1960年14号）；
- b. 「「物品」に関する1961年第1号代換法の政令制定の法令化」に関する1961年第10号法令（インドネシア共和国官報1961年215号、インドネシア共和国官報補遺2210号）；および
- c. 「監督下に置かれる物品の商取引」に関する1962年第8号法令（インドネシア共和国官報1962年42号、インドネシア共和国官報補遺2469号）は、撤回され、無効となる旨、宣言する。

### 第119条

本法令が発効した時点で、商業に関する法規は全て本法令の規定に背反しない限り有効とする。

### 第120条

本法令が発効した時点で、本法令の発効以前のその他法令で規定されていた商業分野の権限は全て、その実施を大臣が調整する。

### 第121条

本法令の実施規定は、本法令が法律として制定されてから遅くとも2年以内に制定する。

### 第122条

本法令は法律化された日付を以って発効する。

全ての人に周知させるため、本法令をインドネシア共和国官報に記載するよう命じる。

2014年3月11日付け  
ジャカルタにて承認

インドネシア共和国大統領

署名

DR. H. SUSILO BAMBANG YUDHOYONO

2014年3月11日付け  
ジャカルタにて法律化

インドネシア共和国法務人権大臣

署名

AMIR SYAMSUDIN

インドネシア共和国官報2014年45号

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

## 解説

### 商業に関するインドネシア共和国法令2014年7号

#### I. 一般

経済部門の国家開発は、インドネシア共和国1945年憲法に信託されたとおり、共同性、公正な効率性、持続性、環境的視野、自立性の原則に基づく経済民主主義の実践を通じて、かつ発展と国家経済の統一性のバランスを守りながら、公的福祉を実現するために計画、実践されるものである。そのような憲法の基盤を見通した観点から、インドネシア国家の商業は、インドネシア国民全てのための公的福祉と社会的公正を実現するために行う一連の経済活動を反映するものである。

商業活動とは、国家的利害のために、生産を高め、雇用の機会を創出し、輸出と外貨備蓄を増やし、所得の均等化を図り、国産品の競争力を強化するに当り、これを支える国家経済開発の主要な原動力を成すものである。

経済の主たる原動力としてのインドネシア国家の商業は、国内だけでなく国境をも越えて事業者が行う物品および/サービスの取引に関わる経済活動に留まらず、インドネシア共和国1945年憲法に信託されたとおり、公正かつ繁栄する社会の建設というインドネシア国家形成の理想に従い、インドネシア国家の利害を第一とし、商業部門の規制概念と調和を保ちながら行うべき経済活動である。

1945年8月17日にインドネシアが独立して以来、商業について包括的に規制する法律は未だなかった。法令に匹敵する商業部門の法規としてはオランダ植民地法である1934年オランダ商法（*Bedrijfsreglementerings Ordonnantie 1934*）があったが、同法はむしろ、事業許可について規定するものだった。

これまで部分的なものではあるが、商業部門の法規を整備し1934年オランダ商法に代えようと、様々な努力がなされてきた。例えば物品に関する法令、倉庫に関する法令、監督下に置かれる物品の商取引に関する法令、倉庫の領収システムに関する法令、および商品定期取引に関する法令などである。従って公正かつ繁栄する社会を実現し、現代および来るべきグローバル化時代における商業の進展に対応するためには、商業部門における全ての法規を同調させる法令を制定することが必要なのである。

本法令の各規定は、国家経済成長を高めることを目的とし、かつ国家の利害、法の確立、公正さと健康、事業の安全、説明責任と透明性、自立性、パートナーシップ、有効性、簡便性、共同性および環境的視野の原則に基づいて定められた。

それらの目的および原則に基づき、商業に関する本法令がカバーする主な規制適用範囲は、国内商業、海外貿易、国境における商取引、標準化、電子システムを通じた商取引、商業の保護と治安、協同組合・零細中小事業の活性化、輸出の振興、国際貿易協力、商業情報システム、商業部門における政府の任務と権限、国家商業委員会、監督、および捜査についてである。

#### II. 各条の解説

##### 第1条：十分明瞭

##### 第2条：

a：「国家的利害の原則」とは、商業政策は全て、民族、国家、国民の利害を、その他の利害の何にもまして優先しなければならないことを意味する。

b：「法の確立の原則」とは、商業部門の政策を策定し、管理するにおいて、法および規定を基盤と位置づけることを意味する。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- c: 「公正さと健全さの原則」とは、生産者、商人およびその他事業者間の事業活動において、機会と立場が平等であること、それにより適正な事業気運を実現し、事業の確実性と機会が平等に与えられることを保証することを意味する。
- d: 「事業の安全の原則」とは、商業の準備段階から商業活動を実践するまでの各商業活動段階において、全ての事業者に安全を保証することを意味する。
- e: 「説明責任と透明性の原則」とは、商業活動の実践は、法規に従い、責任を負うべきものであり、国民に対して公開されなければならないことを意味する。
- f: 「自立性の原則」とは、全ての商業活動は、他者に多くを依存することなく実践するものであることを意味する。
- g: 「パートナーシップの原則」とは、商業部門の事業に関連して、直接または間接に、相互依存、相互信頼、相互強化、相互利益の原則に基づき、協同組合・零細中小企業と大企業、および政府と民間の間に協力関係があることを意味する。
- h: 「有効性の原則」とは、商業に対する政策規定および管理の全ては、国家的利害、特に公共の福祉という理想を実現するうえで有効なものでなければならないことを意味する。
- i: 「簡便性の原則」とは、事業者がサービスを受けやすいようにし、また国民が正しい情報を容易に得られるようにすることを意味する。
- j: 「共同の原則」とは、政府、地方政府、事業者、および国民が共同で商業を行うことを意味する。
- k: 「環境的視野の原則」とは、環境保存と持続性ある開発に注意して行う商業政策を意味する。

### 第3条：十分明瞭

#### 第4条

(1)項：十分明瞭

(2)項：

a: 十分明瞭

b: 十分明瞭

c: 十分明瞭

d: 十分明瞭

e: 十分明瞭

f: 十分明瞭

g: 十分明瞭

h: 十分明瞭

i: 十分明瞭

j: 十分明瞭

k: 十分明瞭

l: その他のサービスとは、将来における商業上の需要と発展を考えてのものである。

(3)項：十分明瞭

### 第5条：十分明瞭

#### 第6条

(1)項：「インドネシア語のラベル」とは、物品および事業者に関する情報を掲載したインドネシア語による文章、絵とインドネシア語文章の組合せ、またはその他の情報を、物品に添える、中に入れる、貼付/接着する、物品に印刷する、および/または物品の包装の一部として表記することを指す。

(2)項：十分明瞭

#### 第7条

(1)項：「間接的ディストリビューション」とは、流通事業者が、以下を得て、公的な流通チェーン経由で消費者に物品を流す活動を指す：

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- a. マージン（ディストリビューター、サブディストリビューター、生産供給者、小売業者、および巡回商人）；および/または
- b. コミッション（代理店、サブ代理店、および巡回商人）

「直接ディストリビューション」とは、直接販売システムまたは特別な流通システムを使って物品を流通させる活動を指す。

「流通業の事業者」とは、国内外で物品の流通活動を行う事業者を指し、ディストリビューター、代理店、輸出業者、輸入業者、生産供給者、サブディストリビューター、サブ代理店および小売業者などを指す。

(2)項：十分明瞭

(3)項：「直接販売」とは、小売店以外の場所における消費者への販売金額に基づいてコミッションおよび/またはボーナスを得る業務パートナーが開発した販売ネットワークを通じて物品を販売する特定の販売システムを指す。

「シングルレベルの直接販売」とは、マルチレベルの販売ネットワークを通じない特定の物品販売を指す。

「マルチレベルの直接販売」とは、消費者への販売金額に基いてコミッションおよび/またはボーナスを得る業務パートナーが開発したマルチレベルの販売ネットワークを通じて行う特定の物品販売を指す。

## 第8条

「排他的流通権」とは、インドネシア領土内でただ1社だけが持つ、物品を流通させる権利であり、商標所有者または商標に対する権利の所有者との契約から得られるものを指す。

## 第9条

「ピラミッド型スキーム」とは、事業活動の用語/呼称であり、物品販売活動の成果ではない。当該事業活動は、事業パートナーの参加を利用して、主として後から参加した者、もしくは当該パートナーシップに参加した後他者の参加費用から報酬または所得を得るものを指す。

## 第10条

「経済・ビジネス倫理」とは、流通事業者による経済・ビジネスの原則と行動が、正直かつ公正な競争を特徴とする経済状況を実現し、持続的な政策によって弱小住民寄りの経済活性化に適正な気運を創出すべく経済活動倫理、経済耐久力、および競合能力の発展を推進することを指す。

## 第11条：十分明瞭

## 第12条

(1)項：

a：「民衆市場」とは、政府、地方政府、民間、国営企業、および公営企業が整備、建設、管理する事業の場所で、中小規模の商人、住民の自営業者、協同組合・零細中小企業が所有/経営する店舗、屋台、売り場、テントなどがあり、ネゴによって物品の売買を行う場所を指す。

b：「ショッピングセンター」とは、垂直または水平方向に建てられた1棟またはいくつかの建物から成るエリアで、物品の商取引活動のために事業者に売却または賃貸、或いは所有者自身が経営するものを指す。

c：「スーパーマーケット」とは、セルフサービスシステムで各種の物品を小売する店舗で、ミニマーケット、スーパーマーケット、デパート、ハイパーマート、もしくは仕入問屋の形を取るものを指す。

d：十分明瞭

e：十分明瞭

f：「商品競売市場」とは、競売システムにより商品を取引、譲渡するために、買い手と売り手のために組織された物理的市場を指す。

g：「商品定期市場」とは、定期契約、シャリア・デリバティブ契約、および/またはその他のデリバティブ契約に基づいて商品を売買するためのシステムおよび/または施設を指す。

h：「その他の商業施設」とは、例えば、アグロビジネスタミナル、地域流通センター、州の流通センター、または将来の時代的发展に従って成長する物品取引センターや保管センターなど、その他の商業施設を言う。

(2)項：十分明瞭

**第13条：十分明瞭**

**第14条**

(1)項：「納入業者」とは、再販を目的とし、事業協力を通じて、物品を定期的に小売業者に納入する事業者を指す。

「小売業者」とは、最終消費者への直接販売を主たる活動とする個人または事業者を言う。

(2)項「空間整備」とは、空間整備に関する法令で述べた空間構造物および空間モデルの形態をいう。

(3)項：十分明瞭

**第15条：十分明瞭**

**第16条：十分明瞭**

**第17条：十分明瞭**

**第18条：十分明瞭**

**第19条：十分明瞭**

**第20条**

(1)項：「適正な能力を持つ技術者」とは、法規に基づき、その専門に従った資格を持つことを義務付けられた特定のサービスを行う技術者をいう。

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

**第21条：十分明瞭**

**第22条：十分明瞭**

**第23条：十分明瞭**

**第24条**

(1)項：商業部門の許可には、営業許可、特別許可、登録、認定、および承認を含む。

(2)項：十分明瞭

(3)項：零細業者は、商業部門の許可取得義務において例外扱いとする。

(4)項：十分明瞭

**第25条**

(1)項：「生活必需品」とは、米、砂糖、料理油、マーガリン、牛肉、鶏肉、鶏卵、ミルク、トウモロコシ、大豆、ヨード塩など、多くの人間の生活に必要で、それを満たす需要が高く、かつ住民福祉を支える要因となるものを指す。

「重要物品」とは、国家開発を円滑に進めるために決定的かつ重要な役割を担う戦略的物品で、例えば、肥料、セメント、燃油、ガスなどを指す。

「十分な量」とは、国民が必要とする生活必需品および/または重要物品が、十分な量、インドネシア共和国の全土で備蓄されていることを指す。

(2)項：十分明瞭

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(3)項：十分明瞭

#### 第26条

(1)項：十分明瞭

(2)項：十分明瞭

(3)項：「価格政策の策定」とは、生産者および消費者レベルでの価格を決定する際の政府指針をいう。

#### 第27条：十分明瞭

#### 第28条

「その他のソース」とは、何らの拘束もなく、国家の主権も侵さない贈与または支援として得られた予算を指す。

#### 第29条

(1)項：この禁止条項は、消費者が生活必需品および/または重要物品を得ることを困難にするような物品の貯蔵を避けるために設けてある。

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

#### 第30条：十分明瞭

#### 第31条：十分明瞭

#### 第32条

(1)項

a：物品の登録は、食品、飲料品、医薬、化粧品、家庭用保健用品、医療器具、消費税課税品以外の製品を対象とする。何故ならば、これらの物品は他の法規に基づいて規定されているからである。

b：登録証票を記載せずに国内市場に流通している物品は、違法物品であるので、流通から引揚げる。

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

(4)項：認定されたその他の標準としては、SNI以外の技術標準または仕様、SNI条件の一部、国際標準化機構基準(ISO)、または国際電子技術委員会(IEC)、およびCODEX ALIMENTARIUS(栄養剤公定処方集)が発行した食糧安全関連国際標準/基準などがある。

(5)項：十分明瞭

(6)項：十分明瞭

#### 第33条：十分明瞭

#### 第34条：十分明瞭

#### 第35条：十分明瞭

#### 第36条：十分明瞭

#### 第37条：十分明瞭

#### 第38条：十分明瞭

#### 第39条

a：「国境を越えた供給(クロス・ボーダー・サプライ)」とは、或る国の領域から他の国の領域へサービスを提供することで、オンライン(ネットワークを通じた)購入やコールセンターなどを指す。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

b: 「海外における消費」とは、或る国の領域から他の国の消費者にサービスを提供することで、海外留学や海外の病院での治療などを指す。

c: 「商業的な存在（コマーシャル・プレゼンス）」とは、或る国のサービス提供者が他の国の領土内にある商業的存在を通じてサービスを提供することで、例えば外国銀行がインドネシアに支店を開設したり、海外のホテルがインドネシアの事業者との合弁事業でインドネシアにホテルを開設するなどを指す。

d: 「人間の移動（ムーブメント・オブ・ナチュラル・パーソン）」とは、或る国籍の人間が他の国の領土内に入って暫定的にサービスの提供を行うことで、例えばインドネシア人が他国へ行って警備員、看護婦、または建設要員となるなどを指す。

#### 第40条：十分明瞭

#### 第41条

(1)項：騒乱状況とは、戦争、暴動、天然災害などを指す。

(2)項：十分明瞭

#### 第42条

(1)項：輸出業者に適用される義務を免除される輸出業者とは、海外代理店、人道的目的の政府機関、展示会または販促用のサンプル品、研究目的のための物品などである。

(2)項：十分明瞭

#### 第43条

(1)項：「輸出業者は全的に輸出された物品に対する責任を負う」とは、輸出業者が輸出された物品に起因する全ての帰結に責任を負うということ。

実務上、輸出業者が仲介代理店または他者を関与させて物品を輸出することもあり得るが、輸出された物品に対する責任は、大臣によって輸出業者として認定された事業者にある。

(2)項：「輸出品に対し責任を取らない輸出業者」とは、契約に沿わない物品を輸出した輸出業者を指す。

(3)項：十分明瞭

#### 第44条：十分明瞭

#### 第45条

(1)項：十分明瞭

(2)項：「特定の状況において」とは、商取引または譲渡を目的とせず、非継続的に行われた輸入を指す。

(3)項：十分明瞭

#### 第46条

(1)項：「輸入業者は全的に輸入された物品に対する責任を負う」とは、輸入業者は輸入された物品の製造者と見なされ、輸入された物品に起因する全ての帰結に責任を負うということ。

実務上、輸入業者が仲介代理店または他者を関与させて物品を輸入することもあり得るが、輸入された物品に対する責任は、依然、輸入業者としての認定をもつ事業者にある。

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

#### 第47条

(1)項：十分明瞭

(2)項

「特定の場合」とは、事業者が輸出の進展、競争力の向上、事業の効率化、工業投資および移転、インフラ建設、および/または再輸出を目的とする工業生産工程のために、未だ国内で調達できない中古品を必要とし、輸入しなければならない場合を指す。そのほか自然災害が発生し、自然災害の影響からの復

興および再建のために中古の物品または器具が必要な場合、また規定に従ったその他の必要のために中古品が必要な場合を指す。

(3)項：十分明瞭

(4)項：十分明瞭

**第48条**：十分明瞭

**第49条**：十分明瞭

**第50条**：十分明瞭

**第51条**：十分明瞭

**第52条**：十分明瞭

**第53条**

(1)項：十分明瞭

(2)項：「大臣が別途定める」とは、輸入品の廃棄または再輸出以外に、その他の措置を大臣が自由裁量で取れるようにすること。例えば当該物品を国家が支配する物品と定めるなど。

**第54条**：十分明瞭

**第55条**：十分明瞭

**第56条**：十分明瞭

**第57条**：十分明瞭

**第58条**：十分明瞭

**第59条**：十分明瞭

**第60条**：十分明瞭

**第61条**：十分明瞭

**第62条**：十分明瞭

**第63条**：十分明瞭

**第64条**：十分明瞭

**第65条**

(1)項：十分明瞭

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

(4)項：十分明瞭

(5)項：「紛争解決のその他のメカニズム」とは、協議、交渉、仲介、調停、または法規に従った仲裁などを指す。

(6)項：十分明瞭

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

**第66条：十分明瞭**

**第67条：十分明瞭**

**第68条**

(1)項：「擁護」とは、国産品輸出の相手国における政策・規定や、相手国から不健全な貿易活動である、および/または輸入品が急増したという非難などの脅威がある場合に、国内工業をそれらから守り、防衛するための努力を指す。

(2)項：十分明瞭

**第69条：十分明瞭**

**第70条：十分明瞭**

**第71条：十分明瞭**

**第72条：十分明瞭**

**第73条**

(1)項：十分明瞭

(2)項：「ファシリティーの供与」とは、協同組合・零細中小事業に対し、店舗または屋台の改修、商売用の荷車、冷蔵ボックス、テントを供与するなど、事業を円滑化するための設備を供与することを指す。

「インセンティブ」とは、営業許可発行の迅速化、知的財産権の登録費用の軽減、HALAL証書の取得および国内外の展示会におけるファシリティーなどを指す。

「技術的な指導」とは、包装、財務管理、自営業、輸出などの分野において、技術的知識と能力向上のために協同組合・零細中小事業に対して行う指導を指す。

「販促およびマーケティングの支援」とは、協同組合・零細中小事業を展示会や、協同組合・零細中小事業とスーパーマーケット/バイヤーとの商談会、および商業使節などに参加させることを言う。

(3)項：「その他の者」とは、大学、業界、業者連盟、およびその他の利害関係者等を指す。

(4)項：十分明瞭

**第74条**

(1)項：十分明瞭

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

(4)項：「その他の者」とは、大学、業界、業者連盟、およびその他の利害関係者等を指す。

(5)項：十分明瞭

**第75条：十分明瞭**

**第76条**

「調整する」とは、海外での販促に関して、商業販促活動が行われる国に所在するインドネシア共和国代理機関に対し主催または参加について、計画の段階から組織化、実践、評価まで、商業販促活動が円滑に行われるように通知し、協議する活動を指す。

**第77条：十分明瞭**

**第78条**

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(1)項：「ファシリティー」とは、政府および/または地方政府が、商業展示会活動の実践を円滑にするために提供するファシリティーを指し、場所、データ、商業支払に関する情報、与信、およびコネクティビティーなどを指す。

「便宜」とは、商業展示会活動の実施を円滑にするために、政府および/または地方政府が提供する助力を指す。便宜とは例えば、展示会開催や、必要であれば展示品を輸出するための承認を速やかに得られるようにすることなど。

(2)項：十分明瞭

(3)項：「相互に協力する」とは、商業展示会の活動を行う際に、政府と地方政府が互いに支援しあうことを指す。

#### 第79条

(1)項：インドネシアのイメージキャンペーンとは、国家のブランドイメージを打ち立てることで、その実施は、大臣と調整しながら、また、同時に商業プロモーション活動と時を同じくして行うこともできる。

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

(4)項：十分明瞭

#### 第80条

(1)項：海外における商業プロモーション機関の設置は、インドネシアの物品および/サービスの販促を行い、投資と観光を向上させるために行う。

(2)項：「関連大臣」とは、外務大臣、財務部門で政府業務を主催する大臣、および国家機関の活性化と官僚制度改革を担当する大臣を指す。

第81条：十分明瞭

第82条：十分明瞭

第83条：十分明瞭

#### 第84条

(1)項：十分明瞭

(2)項：十分明瞭

(3)項：十分明瞭

(4)項：国際商業協定に対する国会決議を得るための協議は、商業部門を担当する委員会が行い、国会総会の議事を通じて承認を得る。

(5)項：十分明瞭

(6)項：十分明瞭

(7)項：十分明瞭

第85条：十分明瞭

第86条：十分明瞭

第87条：十分明瞭

第88条：十分明瞭

#### 第89条

(1)項：十分明瞭

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

(2)項：「国内外の商業データおよび/または情報」には、生活必需品および/または重要物品の供給と価格、国内外市場の機会、輸出、輸入、事業者概要、地域商業の可能性、製品、許可を含む。

(3)項：十分明瞭

第90条：十分明瞭

第91条：十分明瞭

第92条：十分明瞭

第93条：十分明瞭

第94条：十分明瞭

第95条：十分明瞭

第96条：十分明瞭

第97条：十分明瞭

第98条：十分明瞭

第99条：十分明瞭

第100条：十分明瞭

第101条

(1)項：十分明瞭

(2)項：「事業組織」とは、法令によって定められた組織を指す。

(3)項：十分明瞭

第102条：十分明瞭

第103条：十分明瞭

第104条：十分明瞭

第105条：十分明瞭

第106条：十分明瞭

第107条：十分明瞭

第108条：十分明瞭

第109条：十分明瞭

第110条：十分明瞭

第111条：十分明瞭

第112条：十分明瞭

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第113条：十分明瞭

第114条：十分明瞭

第115条：十分明瞭

第116条：十分明瞭

第117条：十分明瞭

第118条：十分明瞭

第119条：十分明瞭

第120条：十分明瞭

第121条：十分明瞭

第122条：十分明瞭

インドネシア共和国官報補遺5512号

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。  
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。